

件に対する軍隊・警察の関与は、先行研究によって明らかにされており、いわば常識となっている。しかし、それゆえなおさら個別の事例について、一層慎重な態度と綿密な実証が必要とされるのではないか。一定の留保が必要だと思う。

本書でも紹介されているように、従来の侵略政策に対する悪感情があるにもかかわらず、関東大震災に対し中国人は国民的な救援活動を行なった。日本に対する心情を救援活動にこめて、日本の政策転換を要望した。中国人虐殺事件の告発の中心人物である王兆澄さえ、告発が日本に対する救援活動に影響を与えることを戒めている（前掲拙稿）。怒りの中にあっても、冷静に事件を相対化し、日本との友好を模索する動きが存在している。王正廷の「王道と霸道」のよびかけも、この流れのなかで理解されるべきだと考える。中国人虐殺事件を当時の時代状況のなかにおいて再検討する必要があると思う。（青木書店、1993年8月刊、四六判、266頁、2300円）

書 評

中村 哲・安 秉直編
『近代朝鮮工業化の研究』

宣 在 源

I

本書は、1987年に日本と韓国の研究者16名で結成された韓国近代経済史研究会が「韓国の経済発展に関する歴史的研究」というテーマを巡って、この間に行ってきた共同研究の最終報告書である。この研究会の最初の研究成果が『朝鮮近代の歴史像』（日本評論社、1988年）で、『朝鮮近代の経済構造』（同、1990年）並びに工業部門を分析した本書や本書の姉妹書である『近代朝鮮水利組合の研究』（同、1992年）はハンゲル版で同時出版されている。本研究会は工業班や農業班を構成し、各々京畿道・忠清道を対象にし資料調査を行った結果、農業関係は水利組合の資料がほとんど散逸することなく残っていたため農業班は本書の姉妹書を刊行することができた。

だが、工業関係の資料は断片的なものしか残ってなかった関係で工業班は共同研究ができず、個別研究にならざるを得なかった。それが本書である。以下、各章及び本書全体の意義や疑問点について述べる。

II

第1章「植民地朝鮮工業化の歴史的条件とその性格」（堀和生・安秉直）は、堀が執筆して安が検討・修正した総論である。まず筆者らは、従来の研究が1930年代の朝鮮工業化は日本資本による軍需工業の移植によるもので、朝鮮在来の経済と産業的連関をもたず、朝鮮人による工業の生産・消費とも基本的に無関係だと主張している、と要約している。次に、本源的蓄積論を用いて1930年代朝鮮工業化の展開を分析し、日本を始め東アジアとの比較を試みつついままでの分厚い実証研究を総合している。しかし、『朝鮮総督府統計年報』の朝鮮人の職業別戸数の推移（1918—40年）をみる限り、鉱工業の割合は確かに上昇するが、それと農林業の絶対数が増大する現象や、其他有業者・無職者の割合が昭和恐慌期に急に増え40年にも依然として鉱工業の2倍を超えている現象とを総体的に捉えていない。また、日本との比較という興味深い論点を提示しているが、資本主義発展段階や産業構造の相違を考慮せずに比較したことは今後の課題として残している。

第2章「1930年代社会的分業の再編成——京畿道・京城府の分析を通じて——」（堀和生）では、第1章での論議を続けて、資本の包摂により工業部門が飛躍的に拡大した地域として京畿道・京城府を選定し、日本資本主義の包摂が強くなると同時に、朝鮮独特の新しい社会構造が形成されていたと分析している。しかし、各部門間の変化を総体的に捉えてない点は第1章と同様で、かつ家内工業と工場生産との産業的連関が薄いと断定する根拠や、人口の移動における道以外に直接に出入りする京城府の人口を視野に入れてない点には疑問が残る。

第3章「忠清道の経済分析」（木村光彦）では、日本帝国の周辺たる朝鮮、かつ朝鮮内部においても周辺である忠清道の経済について開発経済学の方法を用いて分析し、かかる地域でも「市場経済の作用」により農業・工業・商業における一定の成長

が見られると結論づけつつ、地域研究の新たな地平を拓いている。さらに、従来の農業・工業労働者（全国データ）の実質賃金の計測による所得水準の把握方法を批判し、所得水準が1920—32年には低下しそれ以降36/7年までは上昇していると新たな事実を明らかにしている。しかし、所得水準の変動の原因や、工業生産が1920年代の緩慢な成長から32—6年の急成長へ転換する諸条件に関する分析を欠いている。

第4章「日本帝国主義下朝鮮人工場の動態——1930年代『朝鮮工場名簿』の分析を中心に——」（許粹烈）では、植民地期の資本の動向に関して最近、精力的な研究を行っている著者が、小規模の朝鮮人工場（5人以上50人未満）の工場制工業への転化に注目しつつ、1930年代における朝鮮人工場が「相対的には没落」するものの「絶対的に成長」する点を強調している。ただし、小規模工場の工場制工業への転化に関する論証には多少の無理があると感じた。例えば、「1930年代の工場基準としての従業員数5名以上という基準は『工場法』の適用対象可否を判断するための基準に過ぎず、工場制という意味の工場とはちがう」（143頁）としているが、当時、日本では10人以上の工場に工場法が適用されたし、適用されなかった朝鮮でもその適用を考慮し、10人以上の工場を対象にした調査がある。ということは、著者の論証とは異なって当時には10人未満の工場を工場制という意味の工場として扱ってなかったという見方もできると考える。

第5章「朝鮮総督府の鉄道政策と物資移動」（鄭在貞）では、鉄道政策の分析を通じて朝鮮鉄道と産業開発・工業化との相互関連性を分析し、物資移動の変化を通して朝鮮経済の変化の様相と円経済ブロックへの編入の実態を明らかにしている。しかし、1920年代の朝鮮鉄道が軍事的性格を強く帯びていたと指摘する具体的な根拠を欠いている点、工産品・鉱産品の輸送量の割合が1910年から38年まで継続して増加するが30年代以降のみを強調した点については疑問が残る。

第6章「戦時工業化と金融」（呉斗煥）では、工業化が1930年代から本格化し、日中戦争以降には経済統制を通じた戦時工業化へ転換した、という認識

を前提に、戦時期の金融統制は消費抑制を通して資金を動員し、軍需関連の資源採集やその加工産業に優先的に供給した、と分析している。ただし、「臨時資金調整法」によって資金を配分する際に、鉱業が有力な候補として判断されたにもかかわらず、資金は何故工業部門に供給されたのかについては明らかにしていない。

第7章「『国民職業能力申告令』資料の分析」（安秉直）では、1930年代工業化のなかで進展した朝鮮人労働者の質的成長について、労働経験に注目した著者の従来の研究とは異なり、学校教育・職業訓練に焦点を当てている。本研究は戦時期の労働市場の実態に迫る材料を提供するなど重要な成果を挙げている。また朝鮮人労働者が質的発展を達成するためには、①技術蔑視の伝統的観念②植民地当局の差別的な教育政策③朝鮮人のアイデンティティの否定、という三重の壁を飛び越えなければならなかったことも指摘している。ただし、戦時期に、朝鮮人の質的成長が日本人の徴兵による空白を埋める形でより急に進展したとする点や、短期間の労働者養成による質の低下（希釈化）を考慮しなかった点については疑問が残る。

第8章「政府樹立後帰属事業体の実態とその処理過程」（李大根）では、米軍政期を対象にした既刊論文（1990年刊の前掲書に所収）に続き、韓国政府の帰属事業体の払い下げ政策を分析し、その実施状況を明らかにしつつ政策とのずれも指摘している。そのうえで、米軍政期から朝鮮戦争期にかけての綿紡工業を考察し、民間に払い下げられた事業体が、復旧する過程で破壊部分はもちろん非破壊部門の設備などを日本製から米国製へ入れ換えたことに注目しつつ、解放前との断絶面を強調している。

付論1「開港期の穀物貿易——仁川における防穀令事件を中心に——」（吉野誠）では、「朝日修好条約」から「韓日併合条約」までの経済的・政治的状況を象徴的に表す「防穀令」事件を分析している。穀物の日本への輸出状況、並びに各地方での食糧確保やソウルへの穀物の安定供給のために朝鮮政府及び地方官が実施した「防穀令」に対して、日本商人が日本公使に支えられながら対抗した。その結果、損害賠償を獲得し、かつ清国商人を牽制することも

できたことを明らかにしている。

付論2「開港期忠清南道の流通構造」(李憲昶)では、まず、忠清南道の流通構造を低次的次元と高次的次元にわけている。著者は前者の分析を通して、周辺農民のための小売商業が行われる局地的中心としての「場市」と、客主の仲介によって船商と陸商・地主・富農の間の卸売的性格の取引がなされる遠隔地流通のための結節点としての「浦口」で構成されたことを、後者の分析を通して、卸売機能を通じて低次中心地に対する集荷・配給を行い、低次元中心地では調達不可能な財貨を求める「中央市場」の機能を果たしたことを、明らかにしている。

III

以上のように、最初に述べた事情もあって各論文の見解が必ずしも一致していないが、第8章と二つの付論を除くと、著しく進展した1930年代の植民地工業化を中心に朝鮮における資本主義化を検討している点では一致している。本書の研究成果が従来の研究水準を一段と上げたことはいうまでもないが、今後の課題として考えられる点を述べると次のようである。

まず、植民地期朝鮮工業化については、本書での実証に鑑みても1920年代に工業化の基盤が造成され、昭和恐慌期に落ち込んで、しばらくの回復期を経て、35/6年から工業化が急激に進展する、というようにみた方が自然な捉え方ではないかと考える。かつ非農業部門が拡大し農業部門にも商品経済が浸透していたことと、解放直前までの朝鮮社会は基本的に農村社会であったことや、其他有業者・無職者が広範に存在していたことを整合的に検討すべきであろう。最後に、従来の研究と本書との関連について、単純化させかつ抽象的に特徴づけると、従来の研究は日本帝国主義がどのような形で植民地朝鮮社会を破壊したのか、という「原因」及び「破壊過程」に注目してきた。本書は、植民地期に工業化が如何なる形で展開され、その結果、工業部門が如何に拡大したのか、という「建設過程」及び「結果」に注目している。もって解放後、韓国経済成長の歴史的前提条件を明らかにし、植民地期を朝鮮近代史のなかに位置づけている。かかる両研究の間の穴を埋める

のがこれからの大きな課題であろう。

(日本評論社、1993年11月刊、A5判、387頁、8000円)

書 評

橋 場 弦

『アテナイ公職者弾劾制度の研究』

宮 崎 亮

本書は既にエイサンゲリアを中心とする古典期アテナイの法制史・国制史での業績で高い評価を得ている著者が、東京大学に提出された学位請求論文を母体にして産まれたものであり(「あとがき」によれば、提出された論文と本書の内容は基本的に同じである)、著者が80年代後半より世に問うてきた研究の総まとめとすることができよう。

ここに書名として掲げられた公職者弾劾制度(Accountability System 以下AS)とは、役人や議案提案者などの公的な活動をする市民の責任を法的に追及する制度体系のことであり、アテナイ直接民主政の土台をなしたシステムと言ってよく、70年代以降、欧米では活発に研究が行なわれてきている。著者によれば、エイサンゲリア(弾劾)を始めとするASに属する諸制度を一つのシステムとして扱う趨勢が出てきたのはごく最近のことであるが(本書2頁)、本書もまたそうした立場に立ち、AS全般の解明をその目的としている。そのために著者は類書にない二部構成をとってASに光を当てている。まず序論において目的と方法が説明された後、特にエイサンゲリアと執務審査を中心に制度論的アプローチが試みられるが、これは更にASに属する各制度の手続き上の実態を考察する静態的アプローチ(第一部、第一章から第五章まで)と歴史的発展を考察する動態的アプローチ(第二部、第六章から第八章まで)に分けられている。その上で第三部(第九章から第十三章まで)において、エイサンゲリア、違法提案に対する公訴、資格審査といったASの民主政下の機能の解明が試みられるのである。そして、結論ではASの世界史的意義にも筆が及んでいる(なお、二、三、六、十一の四章は既発表の論稿)。